

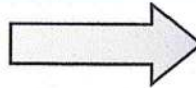
# 独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を改正する法律案の概要

「郵政事業のユニバーサルサービスの提供者が郵便局ネットワークを支える」観点から、郵便局ネットワーク維持のための交付金・拠出金制度を創設し、ユニバーサルサービス提供の安定的な確保を図る。

## ユニバーサルサービスのコスト負担方法

### 【現行】

日本郵便と関連銀行・関連保険会社との間の「民・民」の契約



### 【改正後】

- ・**基礎的費用**は「交付金・拠出金」制度で賄う
- ・それ以外の費用は従前どおり「民・民」の契約で決定

## 交付金・拠出金制度の創設

### 郵便局ネットワーク支援業務

- 機構の目的達成業務として、次の業務を追加
  - ㊦ 郵便局ネットワークの維持に要する**基礎的費用**に充てるための交付金の交付
  - ㊧ 拠出金の徴収

### 交付金・拠出金

- 日本郵便に対し、下記①から②を控除した額の交付金を交付
  - ① 郵便局ネットワークの維持に要する**基礎的費用**相当額
  - ② 下記③における日本郵便の配分額相当額
- 関連銀行・関連保険会社は、郵便局ネットワーク支援業務の費用に充てるため、下記③の額の拠出金を納付
  - ③ 見込まれる郵便局ネットワークの**利用の割合**に応じて上記①の費用(事務費含む。)相当額を日本郵便・関連銀行・関連保険会社に配分するものとした場合における、関連銀行・関連保険会社の配分額相当額
- 交付金・拠出金の額等について、総務大臣の認可
- 資料提出・公表

## 機構の名称等の改正

### 機構の名称

機構の名称を「郵便貯金簡易生命保険管理・郵便局ネットワーク支援機構」に変更

### 機構の目的

「郵便局ネットワークの維持支援のための交付金の交付等を行うことにより、郵政事業に係る基本的な役務の確保を図ることを追加

### 機構の役員

理事を1名から2名に変更

## 施行期日等

### 施行期日

平成31年4月1日

### 検討

交付金の規定等について検討し、必要があれば所要の措置

独立行政法人郵便貯金・簡易生命保険管理機構法の一部を  
改正する法律案（仮称）のイメージ

平成30年4月9日

